

第 1 章

計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成29年9月末現在、本市の総人口は104,577人、65歳以上の高齢者人口は35,505人、総人口に対する高齢者人口の割合である高齢化率は、34.0%となっており、総人口が減少する中で、高齢者人口は増加し、高齢化率は上昇を続けています。

このように高齢化が急速に進んでいるなか、高齢者一人ひとりが自立した生活をおくるためには、健康を維持して要介護状態にならないようにすることや、これまで培った豊かな知識や経験を活かした社会参加ができることが重要です。

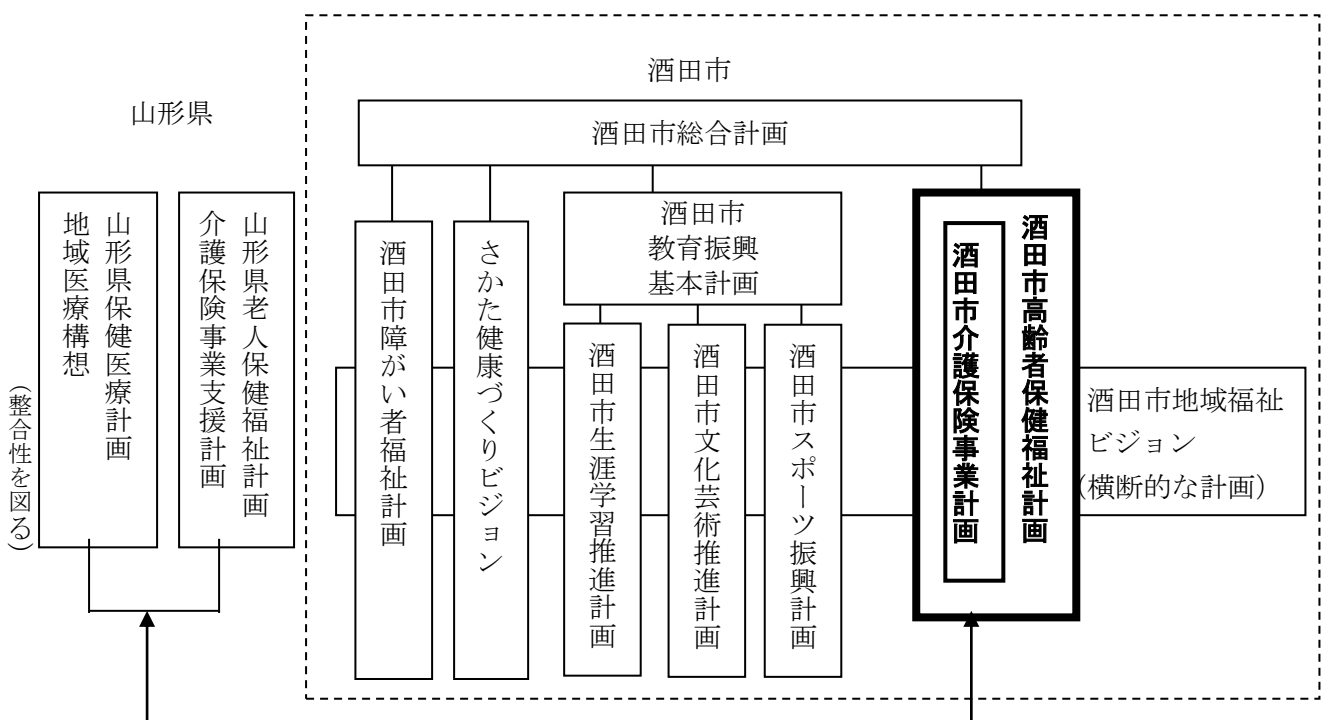
また、これまでの介護をする人は若い人、介護される人は高齢者といった固定的な考えから、高齢者自身も担い手となりながら、地域全体で支える体制づくりや高齢者を取り巻く生活環境づくりなど、施策を総合的に推進し、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮すことができるような体制を構築していく必要があります。

第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者に対する施策の総合的な展開を図る計画として、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に推進してきたこれまでの計画の実績を継承し、国の制度改正や地域の実情を踏まえて見直しを行うものです。

2 他計画等との関係

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、酒田市総合計画（基本計画）や他の各種計画、酒田市地域福祉計画等の高齢者施策と整合性を図りながら策定します。

また、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との関係は、下図にある通り介護保険事業計画が介護保険給付等の対象となるサービスに関する事項についての計画であるのに対し、高齢者保健福祉計画は介護保険給付以外のサービスも含み、地域における高齢者福祉全般を対象とした計画となるため、介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に含まれるような関係となります。



3 計画の期間

介護保険事業計画の期間は、介護保険法により、3年を1期として定められており、第7期介護保険事業計画は、平成30年度から平成32年度までの期間となります。また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的なものであり、両計画は調和が保たれたものとして策定する必要があることから、介護保険事業計画と同様に平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

第7期介護保険事業計画は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年の高齢者介護や福祉のあるべき姿を念頭に置き、第6期計画に引続き平成38年度までの中長期的な視点に立った計画という位置付けになっており、期間中の3年間の見込みだけではなく、平成37年度の見込みも考慮に入れたものとします。

4 計画の進行管理

介護保険事業計画の進捗状況や介護サービスの運営実態については、酒田市介護保険運営協議会へ報告します。（介護保険運営協議会は、市民の代表や地域関係者、サービス事業者の意見を反映させ、介護保険事業の運営と進行管理を行う組織です。）

また、地域包括支援センターの適正な運営を確保するため、酒田市地域包括支援センター運営協議会に委託状況や運営の状況等を報告し、管理運営の透明性を高めていきます。

さらに本計画に関し、必要な情報を市広報やホームページに随時公表し、出前講座等も活用しながら、市民への周知や意見等の把握に努めます。

5 計画の策定体制

（1）計画の策定体制、計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、健康福祉部長を委員長とし、関係部課長で組織する「酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を庁内に設置し、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状分析や課題の整理を行いながら、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の原案を作成しました。また、介護保険事業計画の内容やサービスの必要量の見込みなどについて県と意見交換を行いました。

さらに、本計画に被保険者及び市民の意見を反映させるために、「酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会」を設置し、意見を聴取しながら策定しました。また、平成29年12月22日から平成30年1月12日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様が意見を述べる機会を設けました。

（2）住民への周知

平成30年2月から地域説明会を開催し、第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の概要や第1号被保険者の介護保険料の見込みについて説明し、併せて意見や要望をいただきました。このほかにも、各種団体からの要請により、随時説明会を行いました。

今後も、市広報やパンフレット、ホームページ、出前講座など、様々な機会を活用して市民に一層の周知を図っていきます。